

売 買 単 価 契 約 書(案)

宮城県立精神医療センター（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、次の条項により、物品の単価契約を締結する。

（規格品質及び単価）

第1条 発注者が受注者に発注する物品の品名、規格、品質及び契約単価は次のとおりとする。

品名	規 格 ・ 品 質	単 価	備 考
ペーパータオル	別紙仕様書のとおり	/1袋	

（消費税及び地方消費税は、代金請求時の数量に単価を乗じた額に10%を乗じた金額）

（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とする。）

※消費税率に変更があった場合は、変更後の消費税率を適用する。

2 発注者又は受注者は、契約期間内において、物価等の変動その他経済事情により、契約単価が不適当と認められたときは、契約単価を変更することができる。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、 する。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（納入場所）

第4条 納入場所は、次のとおりとする。

宮城県立精神医療センター地下倉庫

（納入方法）

第5条 受注者は、発注の都度、その指示に従い指定された場所及び期日に納入すること。

2 受注者は、前項の規定により納入するときは、その都度納品伝票を提出し、病院の確認を受けなければならない。

（売買代金の支払）

第6条 受注者は、発注者に対し納入した物品の代金を、毎月末日に集計し、病院に請求するものとする。

2 発注者は、正当な請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（違約金）

第7条 発注者は、受注者が第5条の規定による納入期日までに物品を納入しないときは、その遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

（契約の解除）

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）受注者が、特別の事由なく、この契約に定められた義務を履行しないとき。

（2）この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正行為があったとき。

（3）受注者が、破産の宣告を受け、又は無能力者若しくは居所不明となったとき。

（損害賠償）

第9条 受注者は、前条の規定による契約解除、または第5条の規定による納入期日までに物品を納入しないことにより発注者に損害を与えたときは、発注者にその損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、前条の規定による契約解除により受注者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

3 発注者は、前条の規定による契約解除により一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済の現品を還付することがあっても、受注者はこれに対し意義を申し出ることはできない。

(かし担保)

第10条 発注者に物品の所有権移転後、その物品に隠れた瑕疵又は指定に適合しないものが発見されたときは、受注者は無償でこれを取替え、又は補修するものとする。

(公正入札違約金)

第11条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、発注者の請求に基づき、明らかになった時までに締結した売買契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を、発注者に支払わなければならない。また、物品が納入された後も同様とする。

(不当介入に対する措置)

第12条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(個人情報の管理)

第13条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第14条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

発注者： 宮城県名取市手倉田字山無番地
宮城県立精神医療センター院長 角藤 芳久

受注者：

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17 受注者は、業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。